

第 1 章 総論

第1章 総論

1.1 趣旨

(技術指針第1・1)

さいたま市環境影響評価技術指針（平成28年10月）

第1 総論

1 趣旨

この技術指針は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査を実施するために必要な技術上の指針として、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の方法、環境の保全について配慮すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）、環境を保全するために必要な措置（以下「環境保全措置」という。）並びに事後調査の方法等に関する事項を定めるものとする。

なお、この技術指針は、既に得られている科学的知見に基づくものとし、必要があると認めるときは、最新の科学的知見に基づき、これを改定するものとする。

技術指針は、条例第6条第2項の規定を受けて、次の事項を定めている。

環境影響評価の項目及び調査等の方法／環境の保全について配慮すべき事項及びそのための措置／事後調査の方法／前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【条例第6条第2項】

技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目及び調査等の方法
- (2) 環境の保全について配慮すべき事項及びそのための措置
- (3) 事後調査の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

1.2 基本的事項

(技術指針第1・2・(1))

2 基本的事項

(1) 環境影響評価及び事後調査に当たっての基本的事項

条例第2条第3号に規定する事業者（条例第40条第1項に規定する都市計画決定権者を含む。以下同じ。）は、環境影響評価及び事後調査を実施するに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の社会的自然的状況（以下「地域特性」という。）を勘案した上、技術指針に従って環境影響評価の項目及び調査等の方法を選定し、環境配慮事項及び環境保全措置を検討するものとする。

事業者等は、事業特性及び地域特性を勘案した上、技術指針に従って調査等の項目及び方法を選定し、並びに環境保全措置を検討する。

【条例第6条第1項】

市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るために必要と認められる技術上の指針としてさいたま市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

【同条第3項】

市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

【同第40条第1項（要旨）】

次の場合の対象事業については、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価及び事後調査の手続等を行う。

- i 対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合
- ii 対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合

1.2.2 環境影響評価の項目

(技術指針第1・2・(2))

(2) 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、原則として別表1に掲げる項目とする。

事業者は、事業特性及び地域特性を勘案した上、別表1に掲げる項目の中から環境影響評価の項目を選定するものとする。

また、事業者は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表1に掲げられていない項目への影響が及ぶおそれがあると認められる場合は、必要に応じ当該項目を環境影響評価の項目として追加するものとする。

環境影響評価の対象とする調査等の項目の範囲

別表1に掲げる項目としているが、必要に応じ、別表1に掲げられていない項目を環境影響評価の項目として選定する必要がある。

別表1に掲げられていない項目の例として、次のものが考えられるが、これに限定されるものではない。 【例】 光害、電磁波など

1.2.3 環境影響評価の対象とする環境影響要因

(技術指針第1・2・(3))

(3) 環境影響評価の対象とする環境影響要因

対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）は、当該対象事業に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用」という。）とする。

<工事に係る環境影響要因>

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行などが考えられる。工事に係る環境影響要因は、工事の期間中に発生し、及び消滅するものに限定される。

<存在に係る環境影響要因>

造成地の存在、工作物の存在などが考えられる。造成工事に伴う樹木の伐採などの環境影響要因は、その影響が永続することから造成地の存在としてとらえる。工食用道路の跡地が残る場合も、存在に分類する。

<供用に係る環境影響要因>

施設の稼働、自動車の走行などが考えられる。住宅団地の造成、工業団地の造成、土地区画整理事業等の対象事業等では、造成事業完了後の事業活動その他の人の活動が事業者以外の者によって行われる場合があるが、当該事業活動等が事業者以外の者によって行われることを前提として、対象事業等が実施されるものであるため、事業者以外の者によって行われる事業活動等についても供用に係る環境影響要因としてとらえる。

<環境影響要因の区分>

別表3を参考に行う。

1.2.4 環境影響評価を実施する時期

(技術指針第1・2・(4))

(4) 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、対象事業の計画がおおむね特定され、かつ、当該計画の変更が可能な時期とする。ただし、環境配慮事項及び環境保全措置については、当該計画の策定過程のできる限り早期の段階から検討するものとする。

環境影響評価において定量的な予測を行うためには、対象事業等の計画が具体的に定まっている必要がある。

ただし、環境影響評価を行う中で検討される環境保全措置を対象事業等の計画に反映させることが必要であり、そのためには、計画の見直しができる時期に環境影響評価を行う必要がある。

環境保全措置の検討については、対象事業等を実施する予定の地域及びその周囲の環境の状況を適切に把握し、環境への影響の回避・低減の観点から立地を含む事業計画に反映させることが望ましい。

1.2.5 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項

(技術指針第 1・2・(5))

(5) 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項

事業者は、対象事業の計画の策定に当たっては、さいたま市環境基本条例（平成 13 年さいたま市条例第 187 号）、さいたま市環境基本計画その他の環境への負荷の低減又は回避並びに地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から定められた法令、計画等の内容と当該対象事業の計画の内容との整合を図るものとする。

また、事業者は、条例第 4 条に定めるところにより、環境影響評価の各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うような措置を講ずるよう努めなければならない。

さいたま市環境影響評価条例は、さいたま市環境基本条例第 11 条の規定（事業等に係る環境配慮）を受けて制定されている。

また、環境基本計画は、環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱、施策の推進方策などを定めている。

環境影響評価制度は、環境基本計画の長期的な目標を実現するための施策展開の方向の一つとされていることから、対象事業等の計画の策定に当たっては、次のような整合を図ることが必要である。

- i 環境基本計画第 3 章における「計画の目標」及び第 4 章における「施策の展開方向」の内容を、環境影響評価の項目の選定や環境保全対策の検討等に反映させる。
- ii 環境影響評価においては、環境基本計画の長期的な目標を実行可能な範囲内でできる限り達成するよう努める。

整合を図るべき条例、計画等としては、さいたま市環境基本条例、さいたま市環境基本計画のほかに、以下の様な計画が考えられる。

【例】

さいたま市総合振興計画
さいたま市都市計画マスタープラン
さいたま市緑の基本計画
さいたま市田園環境整備マスタープラン
さいたま市地域防災計画
埼玉県環境基本計画

1.3 環境影響評価及び事後調査の手順

1.3.1 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順

1.3.1-ア 地域特性の把握

(技術指針第1・3・(1)・ア)

3 環境影響評価及び事後調査の手順

(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順

条例第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 地域特性の把握

事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の方法の選定並びに環境配慮事項の検討を行うために必要な範囲内において、次に示す地域特性の把握のための調査を行うものとする。

(7) 地域特性の把握のための調査項目

地域特性の把握のための調査項目は、別表2に掲げる社会的状況及び自然的状況に係るものとする。

(イ) 地域特性の把握のための調査方法

地域特性の把握のための調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存資料」という。）の収集による方法とし、必要に応じて現地踏査の実施又は埼玉県、市、周辺市町村、専門家その他の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査による方法とする。

(ロ) 地域特性の把握のための調査結果の整理

地域特性の把握のための調査結果の整理は、当該地域の社会的状況及び自然的状況について別表2に掲げる調査項目ごとに整理するものとする。

地域特性を把握する目的は、次の二つがある。

- i 調査等の項目及び方法の選定を行うために必要な情報を得ること。
- ii 環境保全措置の検討を行うために必要な情報を得ること。

(7) 地域特性の把握のための調査項目

社会的状況に係る調査項目は、次のような把握に努める。

- i 環境に影響を及ぼす人の活動の状況を把握する。
- ii 個々の具体的な発生源の状況を把握する。
- iii 環境保全について配慮すべき地域・対象を把握する。

自然的状況に係る調査項目は、調査等の項目選定等の基礎資料となるものであり、別表1に掲げる項目に係るものは、すべて調査対象とする。

また、大気質や水質などへの影響のおそれの有無や程度を検討する上で必要な気象や水象なども調査対象とする。

地域特性の把握のための調査（地域特性調査）の対象とする地域は、対象事業等実施区域及びその周囲おおむね5km程度の範囲を目安とし、地形的な一体性、土地利用上の一体性等を考慮して設定する。

地域特性調査の対象地域は、調査項目により異なる。

(イ) 地域特性の把握のための調査方法

既存資料としては、次のようなものが考えられる。

- i 国、埼玉県、市及び周辺市町村等の統計資料、調査報告書等
- ii 学術論文
- iii 市町村誌、郷土関係の出版物
- iv 空中写真
- v 既存の環境影響評価書
- vi その他の既存資料

既存資料は、幅広く調査対象とすることが望ましい。

既存資料は、最新のものとし、かつ、可能な限り年次を統一する。必要に応じ、経年的な変化、長期間の変化・変動などの把握に努める。

既存資料は、データの信頼性等について検討を行った上で使用する。

地域の情報に詳しい専門家、地域住民、埼玉県、市又は周辺市町村の担当者等からの聞き取りを行うことも有用である。

景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、風害の項目については、地域住民の意識を把握しておくことが有用である。

必要に応じて実施する現地踏査の目的は、二つある。

- i 既存資料から得られた情報の確認
- ii 既存資料からは確認できなかった情報（特に環境保全上配慮すべき地域・対象）についての確認

現地踏査は地域特性調査を行う全域について実施する必要はなく、対象事業等実施区域及びその付近の地域について、1～数日程度実施する。

(ウ) 地域特性の把握のための調査結果の整理

調査結果は、調査等の項目や方法の選定の根拠になるものであり、整理に当たっては、図表を使用するなどわかりやすく整理するよう心がける。既存資料を使用した場合は調査年、出典等を明記する。

調査結果の整理に当たっては、次の点に留意する。

- i 環境影響を受けやすい地域又は対象の有無
- ii 環境の保全を目的として法令等により指定された地域又は対象の有無
- iii 環境が既に著しく悪化し又は悪化するおそれがある地域の有無

動物、植物、生態系の状況については、広域の情報のほか、対象事業等実施区域及びその周囲について、空中写真及び現地踏査により、1/10,000程度の相観植生図又は土地利用図を作成しておくことが望ましい。

1.3.1-イ 環境の保全についての配慮事項等の検討及び明確化

(技術指針第1・3・(1)・イ)

イ 環境配慮事項の検討及び明確化

事業者は、事業特性及びアにより把握した地域特性を踏まえ、4(1)及び(2)に基づき、環境配慮事項について検討し、当該検討の結果及び経過を明らかにすることができるよう整理するものとする。

「明らかにすることができるよう整理する」とは、「調査計画書に記載して」明らかにすることができるように整理するという意味である。以後の同様の規定も同じ趣旨である。

1.3.1-ウ 調査等の項目の選定

(技術指針第1・3・(1)・ウ)

ウ 環境影響評価の項目の選定

事業者は、環境影響評価の項目の選定に当たっては、次に示す手順により行うものとし、対象事業の実施により受けるおそれがある環境影響の程度について客観的かつ科学的に検討するものとする。

(ア) 環境影響要因の把握

事業特性を勘案し、別表3に掲げる環境影響要因について、各要因の内容の詳細を検討し、対象事業に係る環境影響要因を把握する。

(イ) 環境への影響の発生過程等の検討

地域特性を勘案し、(ア)により把握した環境影響要因による環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討する。

(ウ) 調査等の項目の選定

(ア)及び(イ)を踏まえ、別表3に示す環境影響評価の項目（以下「別表3の項目」という。）に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより調査等の項目を選定する。

(エ) 調査等の項目の削除

別表3の標準項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合には項目の削除を行う。

(オ) 調査等の項目の追加

別表3の標準項目以外の項目に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合に項目の追加を行う。

(カ) 専門家の助言

調査等の項目の削除又は追加は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行う。

(キ) 選定項目の名称等

環境影響評価の項目として選定した項目（以下「選定項目」という。）に係る具体的な物質名、保全すべき種の名称、場所等を可能な限り明らかにすることができるよう整理する。

(ア) 環境影響要因の把握

事業特性から環境影響要因を把握する。

対象事業等の計画が未確定なために、環境影響要因の有無が判断できない場合は、環境影響要因があると見なすことが調査等の項目の漏れを防ぐことにつながる。

ただし、環境に及ぼす影響が極めて小さいことが明らかなものは、選び出さない。

別表3に掲げる環境影響要因は、標準的なものを掲げたものであり、個々の対象事業等の環境影響要因は、その事業特性によって定まる。

(イ) 環境への影響の発生過程等の検討

発生過程等の検討において留意すべきことは、環境への間接影響を的確に把握することである。

間接影響の相互関係については、必要に応じネットワーク図などを作成すると理解しやすくなることがある。

【ネットワーク図の例】

- i 建設機械の稼働→騒音の発生→動物の生息環境への影響
- ii 建設機械の稼働→騒音の発生→自然とのふれあいの場への影響
- iii 造成工事の実施→水質の汚濁→水生生物の生息・生育環境への影響
- iv 造成地の存在→水象の変化→土石流の発生
- v 造成地の存在→地形・地質の変化→斜面崩壊の発生

環境影響の程度の検討においては、簡易な予測を行うことも有効である。

【簡易な予測の例】

- i 自動車走行台数による概略の騒音レベルの算定
- ii 建築物の高さによる概略の可視範囲の算定（景観への影響）

(I) 調査等の項目の削除

項目を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にする必要がある。

項目を削除できる場合として次のような場合が考えられる。

- i 環境影響要因がない場合

【例】住宅団地の造成又は土地区画整理事業で、汚水を公共下水道に放流して処理する場合は、居住施設の供用及び業務用施設の供用による水質への影響は、環境影響要因がないと考えられる。

- ii 簡易予測等の結果、環境影響の程度が小さいことが明らかな場合
- iii 影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合
- iv 類似の事例により影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合

(オ) 調査等の項目の追加

次のような場合には項目の追加を行う。

- i 事業特性から、同種の一般的な事業に比べて、環境影響が大きいと考えられる場合
- ii 環境影響を受けやすい地域又は対象が現在又は将来において存在する場合

【例】

- ・ 大気が滞留しやすい地形の地域、湖沼等閉鎖性の高い水域等汚染物質が滞留しやすい地域
- ・ 学校、病院、住宅が集合している地域、水道原水の取水地点周辺等人の健康の保護又は生活環境の保全について特に配慮すべき地域又は対象
- ・ 湿地、希少動物繁殖地等人の活動による影響を受けやすい自然環境
- iii 重要な地域又は対象が存在する場合

【例】

- ・ 希少性、学術上の価値、地域住民に親しまれているなどの観点から重要な地形・地質、動植物種、動植物の生息・生育場所、景観、史跡・文化財、自然とのふれあいの場等
- ・ 自然公園等重要な自然環境の保全を目的として指定された地域

iv 既に環境の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合

【例】

- ・環境基準が達成されていない。
- ・騒音規制法、振動規制法の要請限度を超過している。
- ・地盤沈下が生じている。
- ・過去の土地利用等からみて土壌汚染のおそれがある。
- ・苦情が多い。
- ・その他、人の健康の保護又は生活環境の保全上の問題が生じている。

(キ) 選定項目の名称等

大気質、悪臭、水質、土壌及び温室効果ガス等の項目については、物質・細項目ごとに整理する。

動物及び植物の保全すべき種、生態系の着目種等についても、できる限り具体的に整理する。なお、動植物の保全すべき種は、主要なもののみ種名を示し、その他は、「その他重要種」といった整理でも差し支えない。また、選定した種への影響は、種により異なるものであり、個別に環境影響要因との関係を検討する必要がある。保全すべき種等が多数にわたる場合、全体の関連表とは別に、保全すべき種のみ関連表を作成する方法もある。

景観、自然とのふれあいの場及び史跡・文化財については、選定した調査等の対象の具体的名称、場所等を整理する。

1.3.1-エ 調査等の方法の選定

(技術指針第1・3・(1)・エ)

エ 調査等の方法の選定

事業者は、調査等の方法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案し、各選定項目ごとに第2に定める方法を基準として選定するものとする。

1.3.1-オ 調査の方法

(技術指針第1・3・(1)・オ)

オ 調査の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (7) 次に掲げる調査内容等に留意し、必要な調査の方法を選定すること。
- a 調査内容は、選定項目に係る環境の状況並びに気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する内容とし、選定項目の予測及び評価に必要なものとする。
 - b 調査方法は、既存資料の収集又は現地調査による方法とし、法令等により調査、測定等の方法が定められている場合は、これを踏まえた適切な方法とする。
 - c 調査地域は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する地域又は環境が直接改変を受ける地域及びその周辺とし、調査地域の設定に当たっては、必要に応じ概略の環境影響を検討する。
また、調査地点は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の環境の状況を代表する地点又は環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定する。
 - d 調査期間及び頻度は、調査内容を適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とする。季節の変動の状況を把握する必要がある内容の調査については、当該変動の状況を適切に把握することができる期間とする。
- (4) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法を選定すること。

(7) b 調査方法

既存資料及び現地調査それぞれの特徴を活して二つの方法を併用することが望ましい。

既存資料の特徴：長期間のデータが得られる場合が多いが、調査を必要とする地域のデータが得られない場合がある。

現地調査の特徴：長期間のデータを得ることは難しいが、調査を必要とする地域のデータが確実に得られる。

既存資料の収集や現地調査に加え、必要に応じ専門家や地域住民からの聞き取り調査を行うことも考えられる。

この方法は、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、コミュニティの項目では有用である。

保全すべき種等の選定に当たっては、専門家や地域住民の意見を踏まえることが選定漏れを防ぐことにつながる。

景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、コミュニティ等の価値判断については、人の意識や感覚に基づくものが多く、地域住民、利用者等の考えや行動を把握することが望ましい。

(7) c 調査地域・地点

調査地域は、対象事業により環境への影響が及ぶおそれがある地域以外の地域についても含める必要があることもある。

このような例としては、水質や水象に係る上流の状況の把握などがある。

また、行動圏の広い動物を調査対象とする場合には、行動圏を把握するため広い範囲を調査する必要がある。

調査地点を設定する場合は、次のような地点を設定する。

- i 調査地域の代表的な状況を的確に把握できる地点
 - 騒音や水質のように環境基準の類型を当てはめる地域・水域が指定されているような場合は、類型ごとに設定する。
 - 特定の発生源の影響を受けないような地点を設定する。
- ii 特異な地域を代表する地点
 - 谷筋（大気質への影響）、閉鎖性水域等の地点
 - 水辺、湿地等の特異な地域に特有な生物の生息・生育する地点
- iii 既に環境の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある地域を代表する地点
 - 既存の発生源の周辺等に設定する。
 - 事業が既存の施設等の変更である場合は、現在の施設等からの影響の程度と広がり把握できるよう設定する。
- iv 保全すべき地域又は保全すべき対象が存在する地域を代表する地点
 - 注目すべき自然等が存在する地点
 - 住宅地、学校、病院等環境保全上の配慮を要する地点
 - 水や水域の利用地点その他の利用地点
- v 環境監視上適当な地点
 - 既存の大気汚染、水質等の監視地点
 - 将来環境監視を実施する上で適当な地点

(7) d 調査期間・頻度

必要な調査期間・頻度は、項目ごとに設定する。

(イ) 環境への影響の少ない調査方法の選定

ボーリング調査、埋蔵文化財発掘調査や調査のための伐採などは、環境への影響に十分留意する。

1.3.1-カ 予測の方法

(技術指針第1・3・(1)・カ)

カ 予測の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (7) 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。
- a 予測内容は、選定項目に係る環境の状況の変化又は環境への負荷の量を把握することとする。
 - b 予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に予測内容を把握することができる方法（定量的に把握することが困難な場合にあつては、定性的に予測内容を把握することができる方法）とする。
 - c 予測の前提となる条件（以下「予測条件」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な条件を設定する。
 - d 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。
予測の対象とする地点（以下「予測地点」という。）を設定する場合は、選定項目の特性に応じ保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域の環境影響を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点その他の保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点を設定する。
 - e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。
 - (a) 工事の実施による環境影響の予測対象時期等は、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。
 - (b) 存在・供用による環境影響の予測対象時期等は、工事終了後一定期間を経過し、環境影響がほぼ一定になるか、供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達した時期又は時間帯、若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期又は時間帯とする。ただし、当該土地等の存在による環境影響がほぼ一定になり、供用開始から供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達する時期若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期までに長期間を要する場合又は供用による環境影響が経時的に大きく変動する場合においては、必要に応じ中間的な時期又は時間帯に補足的に予測を行う。
 - (イ) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測条件、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにすることができるよう整理すること。
 - (ウ) 予測条件が不確定な場合にあつては、複数の予測条件を設定するなどの方法

により予測を行うものとし、複数の予測条件と各予測条件に対応する予測結果とを対照することができるように整理すること。

- (イ) 当該対象事業以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を勘案して予測すること。この場合において、将来の環境の状況の推定は、国、埼玉県、市又は周辺市町村が有する情報を収集して推定することとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、埼玉県、市又は周辺市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理すること。
- (ロ) 新規の予測方法を用いる場合その他環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案し、当該不確実性の内容を明らかにすることができるよう整理すること。

(7) a 予測内容

有害物質等が排出されないという事業計画の場合は、有害物質等の使用による地下水汚染や土壌汚染のような影響は、状況の変化や負荷の量を予測するのではなく、次のような配慮や対策をもって、予測・評価を行う。

- i 漏出等を生じないような管理体制
- ii 万一漏出した場合の対応策
- iii 漏出の有無の監視体制

(7) b 予測方法

事例の引用・解析による方法は、予測条件（事業特性・地域特性）が類似した既存の事例に限り、かつ、複数の事例について統計的に解析することにより予測する。

(7) c 予測条件

予測に必要な条件は、予測内容及び予測方法より定まる。

表 必要な予測条件の例

予測条件	予測内容		
	状況の変化	負荷の量	配慮・対策
環境影響要因に係る事業計画	必要	必要	必要
環境影響要因に係る原単位等	必要	必要	参考
環境の状況（大気質、騒音、水質等の状況）	必要	不要	参考
気象、水象、地質・地盤等の状況	必要	不要	参考
学校、病院等及び住宅の状況	必要	不要	必要
将来の環境の状況	必要	不要	参考

注) 参考：必要ではないが、参考として明らかにされると、理解しやすい。

(7) d 予測地域・地点

予測地域は、調査地域とおおむね一致する。

ただし、調査地域は、対象事業により環境への影響が及ぶおそれがある地域以外の地域についても含める場合がある。（前述調査地域・地点参照）

大気質、騒音、水質等の変化による影響が及ぶおそれがある対象が対象事業等実施区

域内に存在する場合は、当該対象事業実施区域も予測地域となる。

一般的な予測地域の考え方は、次のとおりである。

- i 大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、地盤、地象、コミュニティ、地域交通、安全
対象事業等実施区域及びその周辺で環境の状況の変化が想定される地域
- ii 動物、植物、生態系
対象事業等実施区域内及びその周囲
ただし、水等を介して周辺地域においても影響が及ぶ場合はこれを含む。
また、周辺地域（広域）における関係や位置づけを踏まえた予測が必要である。
- iii 景観
対象事業等実施区域の周辺で景観の変化が想定される地域
- iv 廃棄物等、温室効果ガス等
負荷を検討する範囲としては対象事業等実施区域内
予測地点については、調査地点設定の考え方に準ずる。

(7) e 予測対象時期等

予測対象時期等は、環境影響要因及び項目ごとに設定する。

ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯を設定する。

工事の実施による環境影響が最大となる時期と工事量（建設機械の稼働台数、運搬等車両台数等）が最大の時期がおおむね一致する。

なお、工事騒音による動物、生態系などへの影響は、工事の最初の時期に最大となる可能性が大きいことから、影響が最大となる時期を適切に選ぶよう注意する。

存在による環境影響がほぼ一定になる時期は、おおむね、工事が完了した時期が基本となる。ただし、存在による動物、生態系などへの影響は、一定になるまでに期間を要する場合がある。

供用に伴う事業活動等が定常状態に達する時期は、例えば、計画交通量に達する時期、計画人口に達する時期などである。

次のような場合は、それぞれ複数の適切な時期を予測の対象時期として設定する。

- i 各施設等の稼働が段階的に行われ、その各開始時期の間隔が長期に及ぶ場合は、それぞれの開始時期ごとに予測の対象時期とする。
- ii 交通量、施設の稼働の状況等の年変動が大きい場合は、変動が最大となる時期を予測の対象として設定する。

(I) 予測条件等の明確化

事業特性に係る条件についても、詳細に分かりやすく整理する必要がある。

(II) 将来の環境の状況の勘案

情報の把握が不十分なために安易に現在の環境の状況を勘案して予測することは好ましくない。十分な情報収集が望まれる。

環境の保全のための施策の効果を見込むことにより、将来の環境の状況が現在の環境の状況よりも改善されると推定される場合であって、予測に当たり、将来の環境の状況を勘案することについても、慎重な判断が望まれる。

自然環境についても、他の事業によりどの程度影響を受けるか、自然の遷移等により

どのように変化していく可能性があるかなど、将来の状態を推定することが重要である。

1.3.1-キ 評価の方法

(技術指針第1・3・(1)・キ)

キ 評価の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (7) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成した環境影響に対して行うこと。
- (イ) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。
- (ウ) 国、埼玉県、市又は周辺市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等を予測の結果が満足しているかどうかを明らかにする方法であること。

「実行可能な範囲」とは、次のことである。

- i 技術的に実行可能であること。
環境影響評価を行う時点での科学技術の水準において、ある程度安定的に実行できる範囲のものであること。
- ii 対象事業等の目的又は採算性に照らして実行可能であること。
目的又は費用面からみて、対象事業等が実施できる範囲内であること。ただし、影響の回避・低減が十分図れない場合は、その理由を明確にする必要がある。
- iii 事業者が将来にわたって責任を負えること。
回避・低減措置が、事業者自らが責任をもって実施できるもの、事業者以外の者が回避・低減措置を実施する場合は、それが確実に実施されることを事業者が保証できるものでなければならない。

1.3.1-ク 選定項目及び選定方法の整理

(技術指針第1・3・(1)・ク)

ク 選定項目及び選定方法の整理

事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の方法の選定を行ったときは、次の事項を明らかにすることができるよう整理するものとする。

- (7) 選定項目
 - (イ) 別表3の項目のうち調査等の項目として選定しなかった項目及びその理由
 - (ウ) 選定項目ごとの調査等の方法として選定した方法（以下「選定方法」という。）及びその理由

(7) 選定項目

選定した理由も整理しておくことが望ましい。

(ウ) 選定方法

調査の方法及び予測の方法の整理事項

- i 調査の方法：調査内容、調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度
調査地域・地点は、地図に表して整理する。
- ii 予測の方法：予測内容、予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等
予測地域・地点は、地図に表して整理する。

1.3.2 環境影響評価準備書の作成に係る手順

1.3.2-ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業等の計画の見直し

(技術指針第1・3・(2)・ア)

(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順

条例第14条に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業の計画の見直し

事業者は、条例第10条第1項及び第11条第1項に規定する調査計画書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うとともに、必要に応じて対象事業の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者は、調査等の結果及び対象事業の計画の見直しの状況に応じ、適宜、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置の見直しを行うものとする。

事業者は、調査計画書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき所要の手続等を行うものとする。

<意見を踏まえた見直し>

条例第10条第1項に規定する意見：環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

同第11条第1項に規定する意見：市長の意見

事業者等は、これらの意見を受けて、選定項目、選定方法及び調査計画書作成の段階までに検討した環境保全措置の見直しを行い、調査等の項目及び方法を定める。

意見を受けて、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、対象事業等の計画の見直しを行う。

<調査結果や事業計画の見直しに応じた見直し>

動物、植物、生態系などの項目については、調査等の結果により、保全すべき種、着目種などを適宜見直し、追加調査の実施その他の適切な対応を行う。

【条例第24条第1項（要旨）】

調査計画書の提出後、評価書の作成までの間において事業者が調査計画書又は準備書についてその記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、その変更する部分に関する環境影響評価に関する手続その他の行為を行うものとする。ただし、当該事業者は、市長の承認を受け、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

1.3.2-イ 調査の実施

(技術指針第1・3・(2)・イ)

イ 調査の実施

事業者は、環境影響評価に係る調査の実施に当たっては、選定項目ごとに適切な調査方法を選定し実施するものとする。

1.3.2-ウ 調査の結果の整理

(技術指針第1・3・(2)・ウ)

ウ 調査の結果の整理

事業者は、実施した調査の結果を次のように整理するものとする。

- (7) 既存資料による調査結果についてはその資料名、現地調査による調査結果については調査方法、調査地域、調査地点及び調査日時等により整理する。
 - (イ) 貴重な動植物の不正な捕獲、採取等を防止するため、必要に応じ種及び場所を特定することができない方法で整理する。
 - (ウ) 既存の長期間の調査結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、既存の調査結果と現地調査の結果とを対照することができるよう整理する。
-

(7) 調査の信頼性

既存資料の資料名には、資料の作成者の氏名、資料の作成された年月日などが含まれる。

(イ) 貴重な動植物への配慮

貴重な動植物について準備書等に記載する場合は、埼玉県及び市と協議することが望ましい。

(ウ) 長期観測データ等との対照

環境影響評価で実施する現地調査は、限られた期間に行われるものであることから、長期的な観測結果と現地調査の結果との比較検討が重要である。

大気質や水質の状況は、気象や水象の状況に大きく影響されること、大気質や水質の予測には、気象や水象の状況を予測条件とする場合があることなどから、長期的な観測結果（平均値、変動状況等）と現地調査の結果との比較検討を行っておくことが適切な現況把握と適切な予測につながる。

1.3.2-エ 予測の実施

(技術指針第1・3・(2)・エ)

エ 予測の実施

事業者は、環境影響評価に係る予測の実施に当たっては、調査の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により実施するものとする。

1.3.2-オ 評価の実施

(技術指針第1・3・(2)・オ)

オ 評価の実施

事業者は、環境影響評価に係る評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定された方法により実施するものとする。

1.3.2-カ 環境保全措置の検討

(技術指針第1・3・(2)・カ)

カ 環境保全措置の検討

事業者は、調査等の結果を踏まえ、4(1)及び(3)に基づき環境保全措置について検討するものとする。

事業者は、環境保全措置を講ずることとした場合は、再度予測及び評価を実施するものとする。

環境保全措置には、対象事業等実施区域や土地利用の見直しなどにより影響を回避するもの、ばい煙処理施設・防音壁・汚水処理施設等の影響を軽減するための設備を設置するものなど幅広い様々な措置が含まれる。

このことから、環境保全措置は、予測・評価を行った後に検討するのではなく、対象事業等の計画策定の様々な段階において検討する。

計画策定と環境影響評価の調査等が同時並行で実施されることも多いことから、調査等の中間結果を適宜対象事業等の計画に反映させていくことが重要である。

環境保全措置を検討した場合には、原則として再度予測及び評価を行う。

環境保全措置の検討は、再予測の結果影響の程度が極めて小さいと判断されるか、あるいは、それ以上の効果のある環境保全措置が事業者としては実行困難であると判断されるまで、繰り返し実施する。

ただし、準備書に記載する際には、当初計画案と検討した環境保全措置に係る予測結果を、複数案として比較検討が可能なようにとりまとめる。

1.3.2 キ 総合評価の実施

(技術指針第1・3・(2)・キ)

キ 総合評価の実施

事業者は、次に定める内容に留意し、すべての選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを総合的に評価するものとし、その結果を整理するものとする。

- (7) 選定項目ごとの予測及び評価の結果並びに当該項目に係る環境保全措置が整理されていること。
- (イ) 選定項目に係る環境の状況の変化が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。
- (ウ) 選定項目に係る環境保全措置が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。

環境影響評価においては、選定した項目ごとの調査、予測及び評価の結果に基づき、総合的な評価を行うことが必要である。

総合評価は、個々の項目の結果から、次のような整理を行うことにより、客観的、論理的に検討し、事業者等の総合的な見解を記載する。

(7) 項目ごとの評価結果の一覧表の作成

項目ごとの予測結果、評価結果及び環境保全措置を整理する。

各項目について、回避・低減のためにできる限りの努力を行っているかどうか、他の環境保全措置検討の可能性はないかどうかを整理する。

予測結果、評価結果及び環境保全措置に係る項目間の整合について整理する。

(イ) 間接影響の検討

間接影響が想定される場合、影響要因となる項目の予測結果から適切に予測、評価が行われているかどうかを検討する。

(ウ) 環境保全措置による影響の検討

環境保全措置は、ある項目への影響の回避・低減等を目的として検討するものであるが、他の項目に大きな影響を及ぼしてしまふことがある。

このため、個別項目ごとの環境保全措置を環境保全措置の種類別に再整理することなどを通して、それぞれの項目で検討した環境保全措置により他の項目への影響が及ぶかどうか検討する。

【例】防音壁の設置 → 主要な眺望地点からの眺望の阻害、日照の阻害等

環境保全措置により他の項目への影響が及ぶ場合、その環境保全措置によって回避・低減がなされた影響と、その環境保全措置により他の項目に及ぶ影響の重要度、大きさ等を比較検討するなどにより、当該環境保全措置を講ずることが適切かどうか、さらに工夫ができるかどうかなどを検討する必要がある。

1.3.2-ク 事後調査の計画の策定

(技術指針第1・3・(2)・ク)

ク 事後調査の計画の策定

事業者は、予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置（以下「追加措置」という。）を検討するため、次に定める内容に留意し、事後調査の計画を策定するものとする。

- (7) 事後調査の計画には、次の事項を定めるものとする。
- a 事後調査の対象とする項目（以下「事後調査項目」という。）並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由（除外する項目及びその理由にあつては、(イ)により除外する選定項目がある場合に限る。）
 - b 事後調査項目ごとの調査内容
 - c 事後調査項目ごとの調査の時期、期間、時間帯及び頻度
 - d 事後調査項目ごとの調査地点
 - e 事後調査項目ごとの調査方法
 - f 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応の方針
 - g 事後調査の実施体制（事後調査の実施者、事後調査書提出までの手順、緊急時の連絡体制等）
- (イ) 事後調査項目は、すべての選定項目とする。ただし、予測の精度が高く、かつ、環境影響が軽微であると認められる選定項目については、事後調査項目から除外することができる。
- (ウ) 事後調査の内容は、次のとおりとする。
- a 事後調査項目に係る環境の状況又は環境への負荷の状況
 - b 対象事業の実施状況
 - c 環境保全措置の実施状況
- (エ) 事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。
ただし、環境への影響が及ぶまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあつては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行う。
- (オ) 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、予測地域における環境影響を代表する地点、環境影響が最も大きいと認められる地点等環境影響の把握に適切かつ効果的な地点を設定する。
- (カ) 事後調査の方法は、現地調査によることとし、選定方法に準ずるものとする。
ただし、調査等の結果により簡略化することが適当であると認められるものについては、当該方法より簡略化された方法を選定することができる。
- (キ) 事後調査の結果に基づく対応方針は、環境影響の原因、追加措置及び継続的監視調査に関して検討し、その方針を定めることとする。

事後調査は、次のような効果が期待され、環境影響評価制度の実効性と信頼性を確保する上で非常に重要なものである。

- i 予測結果と実態が合っているかどうかの検証を行うことにより、環境影響評価の結果に基づく適正な対象事業等の実施が期待される。

- ii 予測結果の検証が義務づけられることにより、精度の高い予測・評価の実施が期待される。
- iii 対象事業等が適正に実施されなかった場合や予測結果と異なる重大な影響が生じた場合に、環境保全措置の追加措置を講ずるなど事業の適正化を図ることができる。
- iv データの蓄積により予測技術や環境保全措置に係る技術の向上が期待できる。

(7) 事後調査計画に定める事項（事後調査の実施体制）

住宅団地の造成、工業団地の造成等の事業では、造成地の分譲後に事業者の実体が消滅する場合は考えられる。このような場合は、事業者の地位を承継して事後調査を行う者をあらかじめ定めておく必要がある。

また、事業者等の中での事後調査の担当部門を明確にしておくことも必要である。

(イ) 事後調査項目

予測精度が高いとは、次のような場合をいう。

- i 類似事例において、事後調査の結果が予測結果と同じ又はほぼ同じである場合
 - ii その他の予測方法の精度が高いと認められる場合
- 影響が軽微であるとは、次のような場合をいう。
- i 影響を受ける地域又は対象が少ない場合
 - ii その他の影響が軽微であると認められる場合

(ウ) a 環境の状況又は環境への負荷の状況

各項目ごとに予測内容と同種の内容の状況を調査する。

【事後調査内容の例】

大気質の状況、騒音の状況、廃棄物の排出量など

(ウ) b 対象事業等の実施状況

各項目ごとに予測条件として設定した対象事業等の内容を調査する。

【事後調査内容の例】

- i 工事：建設機械の稼働の状況、資材運搬等の車両の走行の状況等
- ii 存在・供用：土地の状況、工作物等の設置状況、施設の稼働状況、関係車両の走行状況等

(イ) 事後調査の頻度

事後調査の頻度は、原則として選定方法に定める現地調査の頻度とする。

(オ) 事後調査の地点

事後調査の地点は、予測地点を基本とするが、予測の精度が高く、かつ、環境影響がない、又は軽微であると認められる地点は除外することができる。

1.3.3 環境影響評価書の作成に係る手順

1.3.3-ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業等の計画の見直し

(技術指針第1・3・(3)・ア)

(3) 環境影響評価書の作成に係る手順

条例第21条第1項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業の計画の見直し

事業者は、条例第17条第1項及び第19条に規定する準備書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うものとし、必要に応じ調査等の再実施又は対象事業の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者は、調査計画書又は準備書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき所要の手続等を行うものとする。

条例第17条第1項に規定する意見：環境の保全の見地からの意見を有する者の意見
同第19条に規定する意見：市長の意見

1.3.4 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順

1.3.4-ア 事後調査の実施

(技術指針第1・3・(4)・ア)

(4) 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順

条例第35条第1項の規定に基づく事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 事後調査の実施

事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、工事中及び供用開始後の環境の状況等について事後調査を実施するものとする。

1.3.4-イ 事後調査の結果に基づく予測及び評価の結果の検証

(技術指針第1・3・(4)・イ)

イ 事後調査の結果に基づく予測及び評価の結果の検証

事業者は、事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証するものとする。

環境影響評価で行った予測結果と、事後調査の結果を比較検討し、両者が著しく異なる場合は、その原因を検討する。

【検討する原因の例】

- i 選定した予測方法の予測精度
- ii 設定した予測条件の適、不適
- iii 環境保全措置の効果の程度
- iv 他の事業による影響

実際には、対象事業等が原因であるか、他の要因によるものかの判定は困難な場合も多いが、対象事業等の実施状況と合わせて検討する。

1.3.4-ウ 追加措置の検討等

(技術指針第1・3・(4)・ウ)

ウ 追加措置の検討等

事業者は、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、事後調査の計画に記載された対応の方針に従い追加措置を検討するものとする。

事業者は、追加措置を講ずることとした場合は、当該追加措置による効果及び環境影響について予測及び評価を行うものとし、必要に応じ環境影響の継続的監視調査の計画を策定し、当該計画に従い継続的監視調査を実施するものとする。

評価書に記載された計画に基づく事後調査の結果により、環境影響の程度が軽微であると確認されれば事後調査は終了する。しかし、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因、追加措置及び継続監視の計画を検討する。

1.4 環境配慮事項及び環境保全措置に関する事項

1.4.1 環境保全措置の基本的考え方

1.4.1-ア 環境配慮事項及び環境保全措置の検討

(技術指針第1・4・(1)・ア)

4 環境配慮事項及び環境保全措置に関する事項

(1) 環境配慮事項及び環境保全措置の基本的考え方

ア 環境配慮事項及び環境保全措置の検討

事業者は、対象事業に係る環境配慮事項及び環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業の計画の策定過程のできる限り早期の段階から適切に検討し、当該対象事業の構想、計画及び工事並びに対象事業実施後の施設等の供用及び維持管理の各段階において適切に検討するものとする。

前述のように、環境保全措置には、幅広い様々な措置が含まれる。

環境への影響を効果的に回避・低減するためには、対象事業等の計画策定、対象事業の実施等の各段階において、それぞれ適切な環境保全措置を検討する必要がある。

1.4.1-イ 回避又は低減措置の優先検討

(技術指針第1・4・(1)・イ)

イ 回避又は低減措置の優先検討

事業者は、対象事業に係る環境配慮事項及び環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置（以下「回避又は低減措置」という。）を優先して検討するものとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

環境保全措置は、対象事業等の実施による環境への影響をできる限り小さくするための措置であり、次の措置をいう。

- i 回避又は低減措置（優先して検討する。）
- ii 代償措置

1.4.1-ウ 回避又は低減措置

(技術指針第1・4・(1)・ウ)

ウ 回避又は低減措置

事業者は、回避又は低減措置の検討に当たっては、複数の回避又は低減措置の案を比較検討し、検討の状況を整理するものとする。

【回避の例】

- i 対象事業等の一部又は全部の中止
- ii 対象事業等実施区域の位置の変更（道路・鉄道のルート変更など）
- iii 工作物等の位置の変更
- iv 有害物質等の代替物質の使用

【低減の例】

- i 道路・鉄道の構造等の変更（高架化、地下化、橋梁化、車線数変更等）
- ii 景観に配慮した施設構造（高さを抑える、高さをそろえる等）
- iii 煙突の位置、高さの変更
- iv のり面緑化（斜面崩壊への影響低減）
- v 動物の移動経路の確保（ボックスカルバート、オーバブリッジ、魚道等）
- vi 防音壁の設置
- vii 有害物質除去装置の設置
- viii 雨水の地下浸透
- ix 光害に配慮した照明の調節
- x 焼却炉の適正な温度での運転

1.4.1-エ 代償措置

(技術指針第1・4・(1)・エ)

エ 代償措置

事業者は、代償措置の検討に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けて検討し、かつ、事後調査（継続的監視調査を含む。）による当該代償措置の効果の確認方法を検討するものとする。

代償措置として植物種の移植を行う場合は、単に個体を移植するだけでは十分でなく、移植前の生育環境を確保する必要がある。

代償措置の効果を確認するための事後調査は、1回限りでは不十分である。事後調査の期間も相当の期間が必要である。

代償措置を講じた区域の管理等を事業者以外の者に引き継ぐ場合は、管理等を引き受ける者、引き継ぐ内容等を明確にする。

【代償の例】

- i 植物種の移植
- ii 自然とのふれあいの場の移設

1.4.2 環境影響評価調査計画書作成までの段階における環境配慮事項の検討**1.4.2-ア 公的な計画及び指針との整合**

(技術指針第1・4・(2)・ア)

(2) 環境影響評価調査計画書作成までの段階における環境配慮事項の検討**ア 公的な計画及び指針との整合**

事業者は、対象事業の計画策定に当たっては、埼玉県、市及び隣接市町村の環境基本計画、土地利用計画等の内容と当該対象事業の計画の内容との整合を図り、調査計画書の作成に当たっては、その検討結果を明らかにするものとする。

整合を図るべき計画等については、「1.2.5 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項」参照

1.4.2-イ 重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域の回避

(技術指針第1・4・(2)・イ)

イ 重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域の回避

事業者は、対象事業の実施により重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域については、対象事業の構想立案の早期の段階において、対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の環境の状況を的確に把握し、当該対象事業の実施を予定している区域の一部又は全部を変更することにより対象事業に伴う重大な環境影響の回避（以下「対象事業の立地回避」という。）を検討するものとする。

事業者は、次に掲げる重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域に該当する地域と対象事業実施区域との位置関係を図示するなどの方法により、対象事業実施区域の選定に係る検討の状況を明らかにすることができるよう整理するものとする。

(7) 別表4に掲げる自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

(イ) 別表5に掲げる調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関する地域

対象事業等の立地回避の検討は、対象事業等を実施する区域を選定する段階で検討する必要がある。

水象、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財等への影響を低減することは、困難な場合が多く、できる限り対象事業等の立地回避を検討することが望ましい。

1.4.2-ウ 対象事業等の立地回避が困難な場合の困難な理由の明確化

(技術指針第1・4・(2)・ウ)

ウ 対象事業の立地回避が困難な場合の困難な理由の明確化

事業者は、対象事業の立地回避が困難な場合は、その理由（当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由及び対象事業の実施区域の変更が困難な理由等）を明らかにするものとする。

1.4.2-エ 対象事業等の立地回避以外の回避又は低減措置の検討等

(技術指針第1・4・(2)・エ)

エ 対象事業の立地回避以外の回避又は低減措置の検討等

事業者は、対象事業の立地回避が困難な場合は、別表5に掲げる事項に係る対象事業の立地回避以外の回避又は低減措置について検討するものとし、調査計画書作成までの段階においては具体的な検討が困難な事項については、その理由を明らかにするとともに、準備書作成までの段階において具体的な検討を行うものとする。

事業者は、調査計画書作成後の段階においても具体的な検討が困難な別表5に掲げる事項については、その理由を明らかにするものとする。

造成工事に関係する土地利用計画の内容によっては、影響の回避・低減が期待できることから、環境の状況を十分に考慮して土地利用計画を検討する必要がある。

1.4.2-オ 環境の改善等に係る方針の検討

(技術指針第1・4・(2)・オ)

オ 環境の改善等に係る方針の検討

事業者は、対象事業の実施に伴い環境改善措置を講ずることとする場合は、その方針について検討するものとする。

事業者は、調査計画書の作成に当たっては、地域の環境の状況を明らかにした上で、環境の改善等の必要性、当該環境改善措置事業における改善等の目標、今後の計画検討の方針等を記載するものとする。

環境改善措置の検討は、環境影響評価において事業者等に義務づけられるものではない。また、環境改善措置は、環境保全措置として認められるものではない。

【環境改善措置の例】

- i ビオトープの創造
- ii 自然とのふれあいの場の創造
- iii 公園の整備

1.4.3 環境影響評価準備書作成までの段階における環境保全措置の検討

1.4.3-ア 回避又は低減措置の検討

(技術指針第1・4・(3)・ア)

(3) 環境影響評価準備書作成までの段階における環境保全措置の検討

ア 回避又は低減措置の検討

事業者は、対象事業の実施に伴って重大な影響が生ずると予測された選定項目に係る環境については、(2)エの検討において準備書作成までの段階において具体的な検討を行うこととされた事項及び別表6に掲げる準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項に係る回避又は低減措置を検討するものとする。

1.4.3-イ 代償措置の検討

(技術指針第1・4・(3)・イ)

イ 代償措置の検討

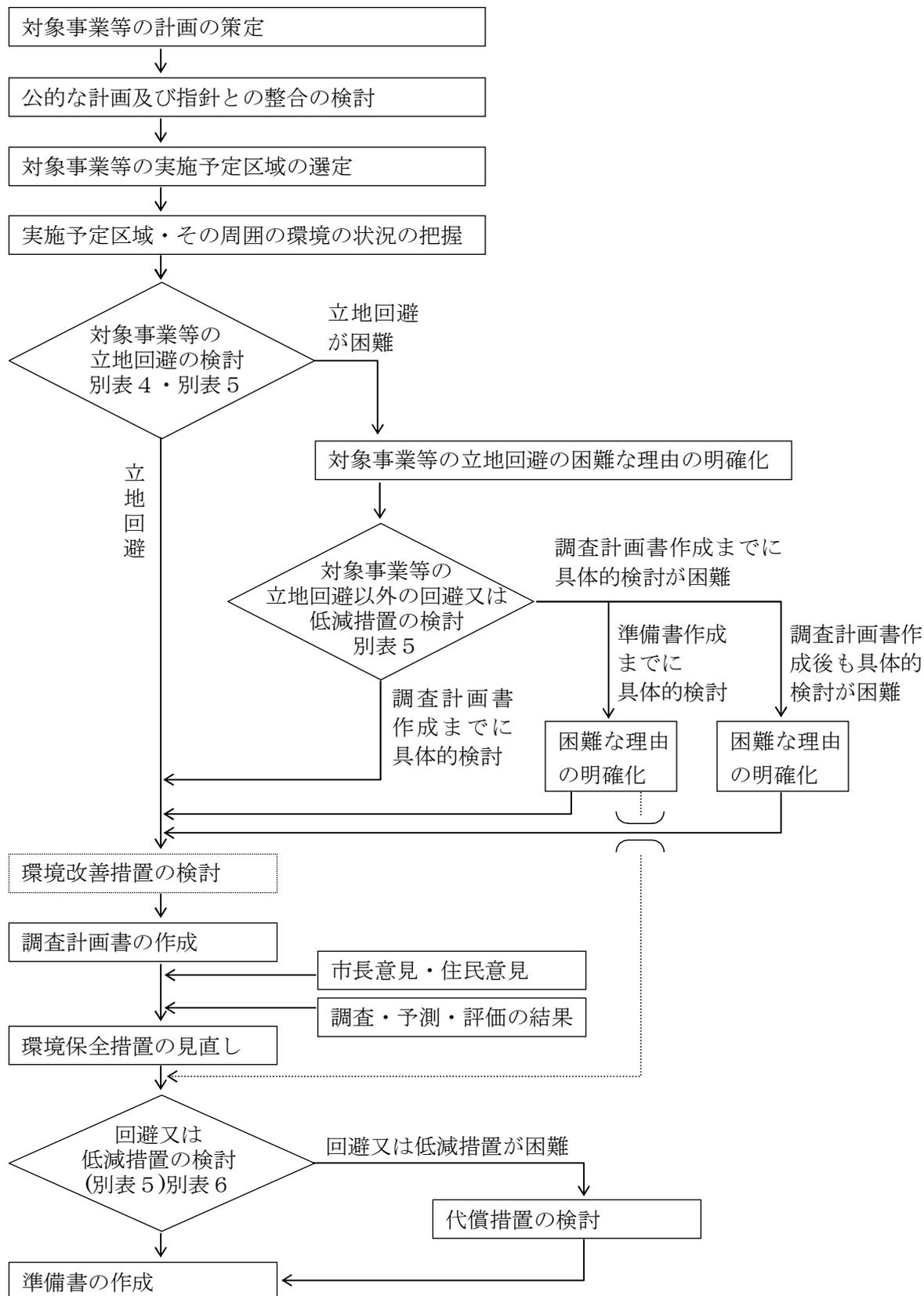
事業者は、事業者により実施可能な範囲内で環境影響を回避し、又は低減させることが困難であることが明らかとなった場合には、次の事項に留意して代償措置を検討するものとする。

- (7) 代償措置を講ずる区域は、対象事業実施区域内又はその近傍とし、創出する環境の内容は対象事業により損なわれる環境の内容と同種のものとする。
 - (イ) 代償措置の検討は、必要に応じ専門家等から技術的な助言を受けて行うこと。
 - (ウ) 代償措置の効果の確認のため、事後調査を実施すること。
 - (エ) 代償措置の検討は、次の事項を明らかにすることができるよう整理すること。
 - a 環境影響を回避し、又は低減することが困難な理由
 - b 対象事業により損なわれる環境の状況（位置、種類、量等）
 - c 代償措置により創出する環境の目標（位置、種類、量等）
 - d 代償措置の妥当性（損なわれる環境の状況と創出される環境の目標との比較等）
 - e 代償措置に適用する技術の内容と効果（適応する技術に関する既存知見及び類似事例並びに新規の技術の場合は実験結果）
 - f 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置
 - g 事後調査に関する事項
-

(7) 代償措置の区域等

その近傍とは、対象事業等実施区域に隣接する区域又は隣接と同程度に近接する区域であり、かつ、事業者等が代償措置及び当該代償措置に関する事後調査その他の行為を確実に行うことができる区域をいう。

【環境保全措置の検討の流れ】



1.4.4 事後調査の結果に基づく追加措置の検討

(技術指針第1・4・(4))

(4) 事後調査の結果に基づく追加措置の検討及び実施

事業者は、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、評価書に記載された事後調査の結果に基づく対応方針に従い、速やかに環境影響の程度が著しくなった原因を究明し、追加措置を検討し、実施するものとする。
